

第2部 各論

第1章

子ども・子育て支援事業の充実





第1章 子ども・子育て支援事業の充実

1 子ども・子育て支援制度

(1) 子ども・子育て支援新制度の趣旨とポイント

「子ども・子育て支援新制度」は、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関 連3法」に基づく制度で、平成27年度から本格的に施行されました。

主なポイントは「保育の量的拡大・確保」、「認定こども園の普及」及び「地域子ど も・子育て支援の充実」です。

◆子ども・子育て関連3法の趣旨

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、 幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

◆主なポイント

- ①認定こども
 、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び 小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が 減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応
- ②認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園の改善等)
- ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化並びに学校及び 児童福祉施設としての法的位置付け
- ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化
- ③地域の実情に応じた子ども・子育て支援(利用者支援、地域子育て支援拠点、 放課後児童クラブ等の「地域子ども・子育て支援事業」)の充実
- 4市町村が実施主体
- ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える
- 5社会全体による費用負担
- 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
- ⑥政府の推進体制
- ・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備(内閣府に子ども・子育て本部を 設置)
- ⑦子ども・子育て会議の設置
- 8施行時期
- ・平成27年4月に本格施行



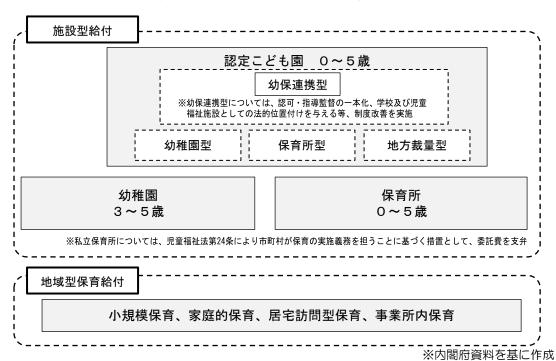
(2) 子ども・子育て支援給付

① 子どものための教育・保育給付

【認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等に係る共通の財政支援】

幼児期の学校教育と保育の必要性のある子どもへの保育について、給付対象の認定 こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付の対象とな ります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受けるしくみ(法定代理受領)となります。給付は、「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。



図表2-1-1 子どものための教育・保育給付

■地域型保育事業

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業(地域型保育事業)として、地域型保育給付の対象となっています。

19人以下 小規模保育 事業所内 認可 事業主体:市町村、民間事業者等 居宅訪問型 保育 6人以上 定員 保育 5人以下 家庭的保育 事業主体:事業主等 事業主体:市町村、 事業主体:市町村、民間事業者等 民間事業者等 1人 保育者の居宅その他の場所、施設 保育を必要とする 事業所の従業員の子ども 保育の実施場所等 (子どもの居宅及び事業所内保育を行う 子どもの居宅 地域の保育を必要とする 場所を除きます。) 子ども(地域枠)

図表2-1-2 地域型保育事業

※内閣府資料を基に作成

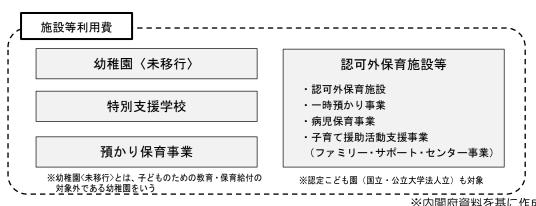


② 子育てのための施設等利用給付

【幼稚園〈未移行〉、認可外保育施設、預かり保育等の利用に係る支援】

令和元年の「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」により、市町村の確認 を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度が創設されま した。

図表2-1-3 子育てのための施設等利用給付



※内閣府資料を基に作成

(3) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で 13 の事業が定められて おり、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて必要なサービスを整備しま す。

地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査事業
- 4.乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業等
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)
- ⑧一時預かり事業
- 9延長保育事業
- 10病児保育事業
- ⑪放課後児童健全育成事業
- ②実費徴収に係る補足給付を行う事業(幼稚園〈未移行〉における 低所得者世帯等の子どもの食材費(副食費)に対する助成を含む)
- ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業



(4) 仕事・子育て両立支援事業

【仕事と子育ての両立支援】

平成28年の「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」により、政府が事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業「仕事・子育て両立支援事業」が創設されました。

■企業主導型保育事業

多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図 り、仕事と子育てとの両立に資することを目的としています。

■企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用した場合に、その利用料金の一部又は全部を助成します。

(5) 子どもの認定区分

子ども・子育て支援給付のうち、子どものための教育・保育給付認定において、保育の必要性がある小学校就学前の子どもについては、3号認定は満3歳未満の子ども、2号認定は満3歳以上の子どもとされており、保育必要量の認定も行うこととされています。

これに対し、子育てのための施設等利用給付認定において、保育の必要性がある小学校就学前の子どもについては、「3号認定」は満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども、「2号認定」は満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子どもとされており、保育必要量の認定はありません。また、「3号認定」には保育の必要性以外にも住民税非課税世帯の子どもであることも要件とされています。

① 子どものための教育・保育給付の認定区分

認定区分	対象者(支給要件)	保育必要量 (内容)	給付を受ける 施設・事業
1号認定 子ども	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、2 号認定子ども以外のもの (第19条第1項第1号)	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定 子ども	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(第19条第1項第2号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定子ども	満3歳未満の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(第19条第1項第3号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

※支給要件()内は子ども・子育て支援法における規定 ※内閣府資料を基に作成



保育の必要性の認定(2号及び3号の保育の必要性の認定を受ける子ども)に当た っては、以下の点を考慮して行われます。

事由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労等基本的にすべての就労 ②就労以外の事由 保護者の疾病・障害、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動及び 就学等、またそれらに類するものとして市町村が定める事由
区分	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 (現行の11時間の開所時間に相当) ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 (本市では、下限時間を64時間以上と設定)

※区分は、月単位の保育の必要量に関する区分

② 子育てのための施設等利用給付の認定区分(保育必要量の認定は不要)

認定区分	対象者(支給要件)	支給に係る 施設・事業
1号認定 子ども	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、2 号認定子ども・3号認定子ども以外のもの (第30条の4第1号)	幼稚園、特別支援学校等
2号認定 子ども	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(第30条の4第2号)	認定こども園、幼稚園、 特別支援学校(満3歳入 園児は3号、年少児から は2号) 認可外保育施設、預かり
3号認定 子ども	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの <u>間にある</u> 小学校就学前子どもであって、第19 条第1項第2号の内閣府令で定める事由によ り、家庭において必要な保育を受けることが困 難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が <u>市町村民税世帯非課税者</u> であるもの (第30条の4第3号)	は2号) は2号)

※支給要件()内は子ども・子育て支援法における規定 ※内閣府資料を基に作成

(6) 幼児教育・保育の無償化について

令和元年の「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」により、子育てに係る 経済的負担を軽減するため、令和元年 10 月1日から幼児教育・保育の無償化が開始 されています。

図表2-1-4 幼児教育・保育の無償化の主な例



- 注1:幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、お住まいの 市町村から「保育の必要性の認定」を受けることが必要。
- 注2:認可外保育施設については、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要。ただし、 基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。
- 注3:例に記載はないが、地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。

※内閣府資料を基に作成

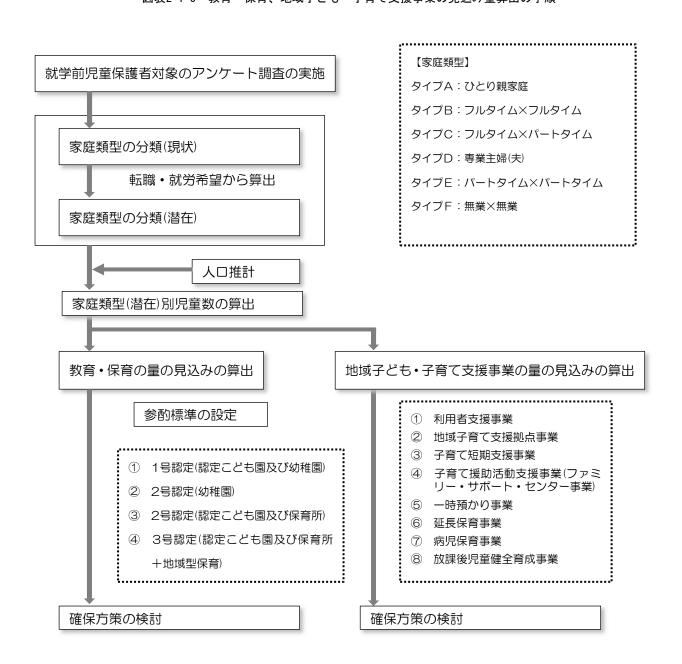


(7)教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

①推計の手順

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の見込み量算出に当たっては、就学前 児童の保護者を対象者としたアンケート調査の結果をもとに、国が示した「第二期市 町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方(改訂 版)」に従い、本市の地域特性を勘案して算出しました。

図表2-1-5 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の見込み量算出の手順





(8)教育・保育の提供区域

区域設定については、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況、その他の条件を総合的に勘案して市全体を1区域と設定します。

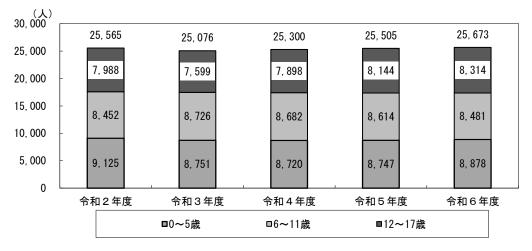
(9) 計画期間の児童人口推計

図表2-1-6 計画期間における年齢各歳別人口

単位:人

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
O歳	1,589	1,523	1,518	1,513	1,510
1歳	1,572	1,514	1,504	1,499	1,494
2歳	1,390	1,497	1,495	1,484	1,480
3歳	1,480	1,324	1,477	1,476	1,466
4歳	1,527	1,410	1,306	1,458	1,457
5歳	1,567	1,483	1,420	1,317	1,471
6歳	1,434	1,591	1,473	1,412	1,309
7歳	1,469	1,457	1,582	1,467	1,404
8歳	1,392	1,495	1,449	1,574	1,458
9歳	1,422	1,417	1,487	1,440	1,565
10歳	1,400	1,352	1,318	1,383	1,341
11 歳	1,335	1,414	1,373	1,338	1,404
12歳	1,402	1,347	1,435	1,395	1,360
13歳	1,325	1,415	1,369	1,458	1,416
14歳	1,267	1,336	1,437	1,391	1,481
15歳	1,242	1,126	1,201	1,299	1,263
16歳	1,313	1,154	1,212	1,294	1,399
17歳	1,439	1,221	1,244	1,307	1,395
合計	25,565	25,076	25,300	25,505	25,673

※戸田市第5次総合振興計画策定に係る人口推計(平成31年3月時点)より。





2 幼児期の教育・保育施設の整備

幼児期の学校教育・保育事業について、計画年度の施設利用量の見込みと確保の内容は 以下のとおりです。

(1) 1号認定(満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども)

単位:人

項目		平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		2,462	2,492	2,298	2,290	2,316	2,394
(Z	②確保提供量	2,920	2,920	2,920	2,920	2,920	2,920
	特定教育•保育施設	0	10	10	10	10	10
	確認を受けない幼稚園	2,920	2,910	2,910	2,910	2,910	2,910
2	2-1	458	428	622	630	604	526

(2) 2号認定(満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童)

単位:人

項目	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,811	1,829	1,686	1,681	1,700	1,757
幼児期の学校教育の利 用希望が強い	_	_	_	_	_	_
上記以外	1,811	1,829	1,686	1,681	1,700	1,757
②確保提供量	1,938	2,114	2,114	2,114	2,114	2,114
特定教育•保育施設	1,937	2,113	2,113	2,113	2,113	2,113
認可外保育施設	1	1	1	1	1	1
2-1	127	285	428	433	414	357

(3) 3号認定(O歳児)

単位:人

項目		平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		291	330	316	315	314	314
	2確保提供量	336	364	364	364	364	364
	特定教育•保育施設	274	310	310	310	310	310
	地域型保育事業	60	49	49	49	49	49
	認可外保育施設	2	5	5	5	5	5
	2-1	45	34	48	49	50	50



(4) 3号認定(1・2歳児)

単位:人

	項目	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
C	量の見込み	1,431	1,386	1,409	1,403	1,396	1,391
2	②確保提供量	1,210	1,386	1,409	1,403	1,396	1,391
	特定教育・保育施設	1,037	1,195	1,218	1,212	1,205	1,200
	地域型保育事業	171	182	182	182	182	182
	認可外保育施設	2	9	9	9	9	9
2	2)-(1)	▲221	0	0	0	0	0

(5) 3号認定(0~2歳児)の保育利用率

単位:人

						<u> </u>
項目	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
O~2歳推計児童数	4,310	4,551	4,534	4,517	4,496	4,484
3号認定量の見込み	1,722	1,716	1,725	1,718	1,710	1,705
保育利用率(%)	40.0	37.7	38.0	38.0	38.0	38.0

【幼児期の教育・保育施設の整備に関する確保の内容】

- ■1号認定(幼稚園等で教育を希望する場合)について
- 新制度に移行しない幼稚園のほか、移行した場合の幼稚園、認定こども園における教育 利用希望者も含め、受け入れ可能人数を設定します。
- ・既存の市内私立幼稚園全 10 園における定員総数が、5年間の量の見込数を上回る状況から、当該施設全体の定員数に変更がなければ、量の見込分は確保できることとなります。
- ■2号・3号認定(保育の必要な事由に該当し、保育所等で保育を希望する場合)について
- ・入所申込状況等により、随時確保策の見直しを検討し、令和6年度までの5年の間で、 量の見込分が受け入れ可能となるよう、既存施設の定員の見直し等の実施により調整を 図ります。
- ・既存の幼稚園について、長時間の預かり保育の充実化を促進し、小規模保育の連携先施 設の確保に努めるとともに、多様化する保護者の就労形態や保育需要に対応していきま す。
- 既存の認可外保育施設について、新制度の基準に合致した保育所等への移行を促進し、 保育の質を高めます。



地域子ども・子育て支援事業の整備

地域子ども・子育て支援事業について、計画年度の利用量の見込みと確保の内容は以下 のとおりです。

(1) 利用者支援事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	利用者支援事業
(2) 事業の概要	保育所、幼稚園、認定こども園等の施設や地域の子育て支援情報を集約し、保護者からの利用相談や、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整などを行う。 【基本型・特定型】 子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。 【母子保健型】 保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う。
(3) 確保方策の考え方	多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業についての専門 知識を有する職員の配置を推進していきます。

② 確保提供量

単位:か所

I	頁 目	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保	基本型• 特定型	2	2	2	2	2	2
提供量	母子保健型	1	1	1	1	1	1



(2) 地域子育て支援拠点事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	子育て支援センター、親子ふれあい広場、戸田公園駅前子育て広場、さんさん広場、わんぱくタイム
(2) 事業の概要	乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を常設し、子育てについての相談、情報交換などを行う。市内に、子育て支援センター11か所、親子ふれあい広場7か所、戸田公園駅前子育て広場1か所、出張広場2か所、さんさん広場、わんぱくタイムの計23か所を設置。
(3) 確保方策の考え方	ニーズ調査及び利用実績をもとに量の見込みを算出。 設置数及び開室日数から提供は可能ですが、今後も事業の周知 を図りながら、利用状況等をみて、より利用しやすい事業となる よう検討していきます。

② 確保提供量

単位:延べ利用人数/年

- 1							
	項目	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	①量の見込み	101,593	108,584	104,922	101,531	98,332	95,492
	②確保提供量	101,593	108,584	104,922	101,531	98,332	95,492
	2-1	0	0	0	0	0	0



(3) 妊婦健康診査事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	妊婦健康診査事業
(2) 事業の概要	妊婦の疾病の早期発見や健康管理のため、健康診査を実施。 母子健康手帳の交付時に、妊婦健康診査の助成券(14回分)を 配布する。
(3) 確保方策の考え方	推計児童数から量の見込みを算出。 妊婦の健康管理の向上を図るため、妊婦健康診査を推進してい きます。

② 確保提供量

単位:人

項目	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,432	1,589	1,523	1,518	1,513	1,510
②確保提供量	1,432	1,589	1,523	1,518	1,513	1,510
2-1	0	0	0	0	0	О

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	こんにちは赤ちゃん訪問事業
(2) 事業の概要	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を看護職が家庭訪問し、赤ちゃんの体重測定・育児相談・お母さんの体の相談・母子保健サービスや予防接種の案内を行う。
(3) 確保方策の考え方	推計児童数から量の見込みを算出。 事業及び「お誕生連絡票」、「出生連絡票」の提出について周知 を図りながら、すべての家庭に訪問できるよう努めます。

② 確保提供量

単位:人

項目	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,363	1,589	1,523	1,518	1,513	1,510
②確保提供量	1,363	1,589	1,523	1,518	1,513	1,510
2-1	0	0	0	0	0	0



(5)養育支援訪問事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名 養育支援訪問事業		
(2) 事業の概要	乳児家庭全戸訪問等で把握された特に支援が必要な家庭に対し、安定して子どもを養育できるよう、専門的な助言指導及び育児・家事援助を行う。	
(3) 確保方策の考え方	過年度実績から量の見込みを算出。 乳児家庭全戸訪問等との連携を図りながら、該当家庭に対し て、必要な訪問支援、家事支援を実施します。	

② 確保提供量

単位:人

項目	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2	2	2	2	2	2
②確保提供量	2	2	2	2	2	2
2-1	0	0	0	0	0	0

(6)子育て短期支援事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	①ショートステイ事業②トワイライトステイ事業
(2) 事業の概要	①保護者の疾病等、家庭において一時的に子どもの養育が困難になった場合に施設で子どもを預かる(宿泊を伴う)。 乳児院2か所、児童福祉施設1か所で実施。 ②保護者が就業等で帰宅が遅くなり、子どもの夜間の養育が困難な場合に施設で子どもを預かる。 児童福祉施設1か所で実施。
(3) 確保方策の考え方	①過年度実績から量の見込みを算出。 契約施設3か所の定員で提供可能です。 ②過年度実績から量の見込みを算出。 契約施設1か所の定員で提供可能です。

単位:延べ利用人数/年

単位:延べ利用人数/年



② 確保提供量

【ショートステイ事業】

項目	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	128	75	75	75	75	75
②確保提供量	128	252	252	252	252	252
2-1	О	177	177	177	177	177

【トワイライトステイ事業】

項目	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	282	359	359	359	359	359
②確保提供量	282	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
2-1	0	2,041	2,041	2,041	2,041	2,041

(7)子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	ファミリー・サポート・センター事業
(2) 事業の概要	小学生までの児童の預かり他、育児の援助を行いたい人と受けたい人がそれぞれ会員となり、会員が希望する相互援助活動に関する連絡、調整を行う。
(3) 確保方策の考え方	利用実績から量の見込みを算出。事業の周知を図りながら、協力会員の増加を図り、必要な援助活動が行われるように努めます。

② 確保提供量

単位:延べ利用人数/年

項目	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,771	2,878	3,021	3,207	3,394	3,581
②確保提供量	2,771	2,878	3,021	3,207	3,394	3,581
2-1	0	О	0	О	О	О



(8) 一時預かり事業

8-1【一時預かり事業(幼稚園型)】

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	一時預かり事業(幼稚園型)
(2) 事業の概要	幼稚園在園児を対象とし、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、希望者を教育(保育)する事業。園により預かり保育の実施日、時間などの状況は異なる。
(3) 確保方策の考え方	ー時預かり実施幼稚園の利用実績から量の見込みを算出。在園 児については提供可能。未実施園での事業について検討します。

② 確保提供量

単位:延べ利用人数/年

単位:延べ利用人数/年

項目	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	28,916	29,156	26,887	26,793	27,097	28,010
②確保提供量	28,916	29,156	26,887	26,793	27,097	28,010
2-1	0	0	0	0	0	0

8-2【一時預かり事業(幼稚園型を除く)】

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	一時預かり事業(幼稚園型を除く)
(2) 事業の概要	・一時保育事業 日ごろ保育所を利用していなくても、一時的に児童を預けることができる事業。 ・戸田公園駅前子育て広場一時預かり 利用理由を問わず、1日6時間を上限として1時間単位で児童 を預かる事業。
(3) 確保方策の考え方	推計児童数及び利用実績から量の見込みを算出。利用状況をみ ながら、より利用しやすい制度となるよう検討していきます。

② 確保提供量

【一時保育事業】

項目	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	13,415	13,395	12,812	12,766	12,828	13,082
②確保提供量	13,415	30,156	30,156	30,156	30,156	30,156
2-1	0	16,761	17,344	17,390	17,328	17,074



【戸田公園駅前子育て広場一時預かり】

項目	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保提供量	647	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440

(9)延長保育事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	延長保育事業		
(2) 事業の概要	保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所の通常開所時間11時間を超えて保育を行う。		
(3) 確保方策の考え方	推計児童数及び利用実績から量の見込みを算出。必要とする利 用者について、適正に実施していきます。		

② 確保提供量

単位:延べ利用人数/年

単位:延べ利用人数/年

項目	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	902	922	887	884	887	900
②確保提供量	902	3,793	3,793	3,793	3,793	3,793
2-1	0	2,871	2,906	2,909	2,906	2,893

(10) 病児保育事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	病児・病後児保育事業
(2) 事業の概要	病気や病気回復期の病児や突然の発熱などで集団保育が困難 な児童を一時的に保育する事業。市内に3か所設置。
(3) 確保方策の考え方	推計児童数及び利用実績から量の見込みを算出。利用状況をみ ながら、より利用しやすい制度となるよう検討していきます。

② 確保提供量

単位:延べ利用人数/年

項目	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	456	475	472	470	469	469
②確保提供量	456	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880
2-1	0	2,405	2,408	2,410	2,411	2,411



(11) 放課後児童健全育成事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	学童保育室事業
(2) 事業の概要	小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により保育が困難な家庭に、放課後児童を預かる事業。 公立 22 か所、定員 1,189 人。
(3) 確保方策の考え方	利用率等をもとに量の見込みを算出。民間学童保育室の設置等により定員拡大を図ります(確保提供量は公立・民間の合計値)。

② 確保提供量 単位:人

	項目	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	量の見込み	1,374	1,939	2,026	2,019	1,985	1,911
	低学年	1,171	1,495	1,582	1,567	1,538	1,441
	高学年	203	444	444	452	447	470
26	霍保提供量	1,374	2,067	2,174	2,174	2,174	2,199
	2-1	0	128	148	155	189	288

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	実費徴収に係る補足給付事業
(2) 事業の概要	保育料は、国が定める公定価格を基に、市が条例により利用者 負担額を設定するが、施設によっては、それ以外に実費徴収(教 材費、行事参加費等)を行う場合がある。 実費徴収があった場合、実費負担の部分について低所得者の負 担軽減を図るため補助を実施する。
(3) 確保方策の考え方	国が設定する基準をもとに助成を実施します。



(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	多様な事業者の参入促進・能力活用事業
(2) 事業の概要	新たに開設された施設や事業が安定的、継続的かつ円滑に事業を実施できるよう、設置又は運営を促進する事業。 認可保育所、小規模保育事業等の新規施設への巡回支援等や認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入れ支援(私学助成対象外の施設)などを行う。
(3) 確保方策の考え方	新規事業者が円滑に事業を実施できるよう必要に応じて支援 を行います。